

○ 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正箇所）

改 正 案	現 行
経営所得安定対策等実施要綱	経営所得安定対策等実施要綱
農林水産事務次官依命通知	農林水産事務次官依命通知
制 定 平成23年4月1日付け22経営第7133号	制 定 平成23年4月1日付け22経営第7133号
一部改正 平成23年9月1日付け23経営第1616号	一部改正 平成23年9月1日付け23経営第1616号
一部改正 平成24年4月6日付け23経営第3521号	一部改正 平成24年4月6日付け23経営第3521号
一部改正 平成24年12月17日付け24経営第2660号	一部改正 平成24年12月17日付け24経営第2660号
一部改正 平成25年1月17日付け24経営第2841号	一部改正 平成25年1月17日付け24経営第2841号
一部改正 平成25年5月16日付け25経営第360号	一部改正 平成25年5月16日付け25経営第360号
一部改正 平成26年4月1日付け25経営第3838号	一部改正 平成26年4月1日付け25経営第3838号
一部改正 平成27年4月9日付け26経営第3507号	一部改正 平成27年4月9日付け26経営第3507号
一部改正 平成27年9月30日付け27経営第1527号	一部改正 平成27年9月30日付け27経営第1527号
一部改正 平成28年3月31日付け27政統第892号	一部改正 平成28年3月31日付け27政統第892号
一部改正 平成28年10月11日付け28政統第987号	一部改正 平成28年10月11日付け28政統第987号
一部改正 平成29年4月1日付け28政統第1937号	一部改正 平成29年4月1日付け28政統第1937号
一部改正 平成30年2月1日付け29政統第1539号	一部改正 平成30年2月1日付け29政統第1539号
一部改正 平成30年4月1日付け29政統第1973号	一部改正 平成30年4月1日付け29政統第1973号
一部改正 平成31年4月1日付け30政統第2072号	一部改正 平成31年4月1日付け30政統第2072号
一部改正 令和元年9月18日付け元政統第841号	一部改正 令和元年9月18日付け元政統第841号
一部改正 令和2年4月1日付け元政統第1506号	一部改正 令和2年4月1日付け元政統第1506号
一部改正 令和2年12月25日付け2政統第1556号	一部改正 令和2年12月25日付け2政統第1556号
一部改正 令和3年3月31日付け2政統第1980号	一部改正 令和3年3月31日付け2政統第1980号
<u>一部改正 令和4年4月1日付け3農産第3694号</u>	
目 次 (略)	目 次 (略)

I～III (略)

IV 各種交付金の手続等

第1 経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

(1) (略)

(2) 畑作物の直接支払交付金

① (略)

② 数量払

ア 交付申請の申出

(ア) (略)

(イ) は種前契約書等の提出

交付申請に当たり、需要者と直接販売契約を締結している農業者については、対象畑作物がは種前契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、その契約の写しを営農計画書に添付することとします。

また、農協等と出荷契約を締結している農業者については、農協等から地方農政局等に出荷契約数量が分かる一覧表などを提出していただくこととします。

I～III (略)

IV 各種交付金の手続等

第1 経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

(1) (略)

(2) 畑作物の直接支払交付金

① (略)

② 数量払

ア 交付申請の申出

(ア) (略)

(イ) は種前契約書等の提出

交付申請に当たり、需要者と直接販売契約を締結している農業者については、対象畑作物がは種前契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、その契約の写しを営農計画書に添付することとします。

また、農協等と出荷契約を締結している農業者については、農協等から地方農政局等に出荷契約数量が分かる一覧表などを提出していただくこととします。

(注) 交付申請者が生産する麦の販売の委託を受けた者 (IVの第1の1の(2)において「販売受託者」という。)のうち全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会及びホクレン農業協同組合連合会 (以下「全農等」という。)は、農林水産省農産局長 (以下「農産局長」という。)に対し、販売受託者のうち全農等以外の者は、地方農政局長等に対し、麦が必要に応じて生産されていることの整合性を確認するために必要な書類として、需要者に対する販売契約数量が分かる一覧表を生産年の6月30日までに提出するものとします。

a・b (略)

(注1)・(注2) (略)

(ウ) (略)

a (略)

(注1)～(注3) (略)

(注4) 販売受託者のうち全農等は、農産局長に対し、販売受託者のうち全農等以外の者は、地方農政局長等に対し、麦が必要に応じて生産されていることの整合性を確認するために必要な書類として、生産年の12月31日時点における需要者に対する販売契約数量 (交付申請書 (様式第1号) 提出後に追加契約をし、又はする予定の数量を含む。) が分かる一覧表を生産年の翌年の1月15日までに提出するものとします。

(新設)

a・b (略)

(注1)・(注2) (略)

(ウ) (略)

a (略)

(注1)～(注3) (略)

(新設)

b (略)

イ～エ (略)

③ 面積払

ア・イ (略)

ウ 作付面積の確認等

(ア)～(ウ) (略)

(エ) (略)

(削る。)

(注) 地域農業再生協議会は、面積払の交付申請者のうち、下記のオの(オ)に該当すると考えられる農業者がいる場合には、その旨を地方農政局等に報告します。

エ (略)

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) (略)

(イ) (略)

(注) 交付対象面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端

b (略)

イ～エ (略)

③ 面積払

ア・イ (略)

ウ 作付面積の確認等

(ア)～(ウ) (略)

(エ) (略)

(注1) 交付対象面積の単位は、a 単位とし、1 a 未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

(注2) 地域農業再生協議会は、面積払の交付申請者のうち、下記のオの(オ)に該当すると考えられる農業者がいる場合には、その旨を地方農政局等に報告します。

エ (略)

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) (略)

(イ) (略)

(新設)

数があるときには切り捨てにより整理します。

(ウ)～(オ) (略)

カ 地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い

(ア)・(イ) (略)

(ウ) ただし、数量払交付申請書提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書（参考様式2。以下「理由書」といいます。）及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、(イ)にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。

(注) 自然災害等により地域全体で当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができるものとします。

(エ)～(キ) (略)

(3) 収入減少影響緩和交付金

① (略)

(ウ)～(オ) (略)

カ 地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い

(ア)・(イ) (略)

(ウ) ただし、数量払交付申請書提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書（参考様式2。以下「理由書」といいます。）及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、(イ)にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。

(注) 自然災害等により地域全体で当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合 であって、地方農政局長等が認める場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができるものとします。

(エ)～(キ) (略)

(3) 収入減少影響緩和交付金

① (略)

② 交付申請手続

ア 積立金の納付

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 米穀の出荷・販売契約数量等の報告

積立ての申出に当たり、米穀の生産を予定する者については、対象米穀が出荷・販売契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書」(様式第10-11号)を作成し、交付申請書に添付することとします。

(エ) 当年積立額等の通知 (略)

(オ) 当年積立額の納付

(エ)により通知を受けた積立申出者は、その通知された当年積立額(10%の収入減少に対応した積立額又は繰越積立残額に応じ20%までの収入減少に対応した積立額)のいずれかを選択し、その額を当年の8月31日までに、その通知された納付先口座に納付するものとします。

ただし、繰越積立残額が、別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の1により算出された当年における積立基準収入額の4.5%以上となる積立申出者は、当年において当年積立額を納付しないものとします。

イ～カ (略)

② 交付申請手続

ア 積立金の納付

(ア)・(イ) (略)

(新設)

(ウ) 当年積立額等の通知 (略)

(エ) 当年積立額の納付

(ウ)により通知を受けた積立申出者は、その通知された当年積立額(10%の収入減少に対応した積立額又は繰越積立残額に応じ20%までの収入減少に対応した積立額)のいずれかを選択し、その額を当年の7月31日までに、その通知された納付先口座に納付するものとします。

ただし、繰越積立残額が、別紙9「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の1により算出された当年における積立基準収入額の4.5%以上となる積立申出者は、当年において当年積立額を納付しないものとします。

イ～カ (略)

第2 水田活用の直接支払交付金

1～3 (略)

4 交付申請手続等

(1) 交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用の直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、**農産局長**が必要と判断した場合には、別に定めるところにより6月30日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

(2) (略)

5 作付面積の確認等

(1) (略)

(2) 対象作物の作付面積等の確認については、農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

なお、生産年の10月31日までに作付面積等の確認ができない対象作物がある場合には、地方農政局等との協議の上、地域農業再

第2 水田活用の直接支払交付金

1～3 (略)

4 交付申請手続等

(1) 交付申請手続

水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用の直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会（産地交付金の追加配分に係る取組を行う場合には、地域農業再生協議会）に提出します。

なお、加工用米、飼料用米、米粉用米及び新市場開拓用米に係る取組については、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、**政策統括官**が必要と判断した場合には、別に定めるところにより6月30日以降も主食用米への変更を受け付けることができるものとします。

(2) (略)

5 作付面積の確認等

(1) (略)

(2) 対象作物の作付面積等の確認については、農業共済組合等から農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

なお、生産年の10月31日までに作付面積等の確認ができない対象作物がある場合には、地方農政局等との協議の上、地域農業再

生協議会が当該作物を生産する交付申請者の一定程度を抽出し、実際の作物の作付状況を現地調査することで、営農計画書の申請面積を作付面積とすることができることとします。

また、6の(1)に規定する飼料作物のうち牧草に対する戦略作物助成については、地域農業再生協議会は、は種の実施に係る確認として、交付申請者からは種記録(種子購入伝票や作業日誌等)の提出を受けることとします。ただし、は種量やは種面積等を記載した「飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書」(参考様式4-3)の提出を受けることをもっては種記録の提出に代えることができることとします。

(3) 地域農業再生協議会は、(2)の確認が終わり次第、速やかに確認結果を「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号)に取りまとめて、その基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)とともに、地方農政局等に報告します。

(注) (略)

(4)・(5) (略)

(6) 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知。以下「高度化要領」といいます。)別表2の区分の欄の4の(2)のアに掲げる産地形成促進事業、4の(2)のイに掲げる産地形成支援事業及び4の(2)のウに掲げる中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、同区分の欄の1に掲げる農業生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業(以下「

生協議会が当該作物を生産する交付申請者の一定程度を抽出し、実際の作物の作付状況を現地調査することで、営農計画書の申請面積を作付面積とすることができることとします。

(3) 地域農業再生協議会は、(2)の確認が終わり次第、確認結果を「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号)に取りまとめて、その基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)とともに、地方農政局等に報告します。

(注) (略)

(4)・(5) (略)

(6) 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知。以下「高度化要領」といいます。)別表2の区分の欄の4の(2)のアに掲げる産地形成促進事業、4の(2)のイに掲げる産地形成支援事業及び4の(2)のウに掲げる中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、同区分の欄の1に掲げる農業生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業(以下「

基盤整備事業」といいます。)の完了年度の翌年度以降、本交付金の交付対象とはなりません。

ただし、同要領別記1の第2の2の(5)のアの(イ)のただし書に規定する畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は、本要綱6の(1)に定める戦略作物助成については交付することができることとします。また、産地形成支援事業及び中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から高度化要領別紙2の第5の4の導入促進整備計画又は高度化要領別紙2の第5の5の(3)のアの農業経営高度化計画に定める目標年度(以下「整備計画目標年度」といいます。)までの間、本要綱6の(3)に定める水田農業高収益化推進助成を交付できることとします(ただし、本要綱6の(3)に定める産地推進計画に位置付けられた高収益作物を整備計画目標年度までに導入する場合は、水田農業高収益化推進助成及び産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって交付が可能です。)

高度化要領別紙2の第8の3から5に定める情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、必要に応じて、該当する農地の収益を目的とする権利を有する農業者が住所を有する区域を所管する地域農業再生協議会に対し、関係する情報を提供してください。

これらの情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、これを踏まえて対象作物の作付面積等の確認を行います。

6 交付単価等

(1) 戦略作物助成

基盤整備事業」といいます。)の完了年度の翌年度以降、本交付金の交付対象とはなりません。

ただし、同要領別記1の第2の2の(5)のアの(イ)のただし書に規定する畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は、本要綱6の(1)に定める戦略作物助成については交付することができることとします。また、産地形成支援事業及び中心経営体農地集積促進事業のうち高収益作物転換加算を実施する地区の農地については、基盤整備事業の完了年度の翌年度から高度化要領別紙2の第5の4の導入促進整備計画又は高度化要領別紙2の第5の5の(3)のアの農業経営高度化計画に定める目標年度(以下「整備計画目標年度」といいます。)までの間、本要綱6の(3)に定める水田農業高収益化推進助成を交付できることとします(ただし、本要綱6の(3)に定める産地推進計画に位置付けられた高収益作物を整備計画目標年度までに導入する場合は、水田農業高収益化推進助成及び産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって交付が可能です。)

高度化要領別紙2の第8の3及び4に定める情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、必要に応じて、該当する農地の収益を目的とする権利を有する農業者が住所を有する区域を所管する地域農業再生協議会に対し、関係する情報を提供してください。

これらの情報提供を受けた地域農業再生協議会にあっては、これを踏まえて対象作物の作付面積等の確認を行います。

6 交付単価等

(1) 戦略作物助成

① 当年産において、主食用米を作付けしない水田に、下表に定める作物（以下「戦略作物」といいます。）を作付けする場合に、作付面積（飼料用米又は米粉用米にあつては、作付面積及び生産数量）に応じて、下表に定める単価の交付金を交付します。具体的な戦略作物助成の扱いについては、別紙12「戦略作物助成の扱い」に定めています。

作物	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、 大豆及び飼料作物 <u>（牧草については、当年産においては種から収穫までを行うものに限りま</u>	35,000円/10 a
<u>す。）</u> 飼料作物（牧草のうち、当年産において種を行わず収穫を行うものに限りま	<u>10,000円/10 a</u>
WCS用稲	（略）
（略）	（略）

（注1）・（注2） （略）

（注3） 牧草のうち当年産においては種から収穫までを行うものについては、現地確認やは種記録の確認により、地域の普及組織等が指導する適正は種量を踏まえたは種が行われたと認められる面積を対象とします。

（注4） 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」といいます

① 当年産において、主食用米を作付けしない水田に、下表に定める作物（以下「戦略作物」といいます。）を作付けする場合に、作付面積（飼料用米又は米粉用米にあつては、作付面積及び生産数量）に応じて、下表に定める単価の交付金を交付します。具体的な戦略作物助成の扱いについては、別紙12「戦略作物助成の扱い」に定めています。

作物	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆及び飼料作物	35,000円/10 a
<u>（新設）</u>	
WCS用稲	（略）
（略）	（略）

（注1）・（注2） （略）

（新設）

（注3） 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」といいます

。)の支援対象となった面積については、麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし（とうもろこしの子実部分及び子実部分と併せて雌穂の芯及び穂皮を利用するもの（野菜を除きます。）をいいます。以下同じです。）のうち飼料用に限ります。）及び加工用米の戦略作物助成の対象から除きます。

②・③ （略）

(2) （略）

(3) 水田農業高収益化推進助成

水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいいます。以下「都道府県推進計画」といいます。）に位置付けられた産地の交付申請者に対し、取組内容に応じて以下の支援を行います。

① 高収益作物定着促進支援

当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく産地推進計画をいいます。以下同じです。）に位置付けられた高収益作物を導入する場合に、新たな導入面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、導入年度から5年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）の交付金を交付します。

。)の支援対象となった面積については、麦、大豆及び加工用米の戦略作物助成の対象から除きます。

②・③ （略）

(2) （略）

(3) 水田農業高収益化推進助成

水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいいます。以下「都道府県推進計画」といいます。）に位置付けられた産地の交付申請者に対し、

①

当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画（水田農業高収益化計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく産地推進計画をいいます。以下同じです。）に位置付けられた高収益作物を導入する場合に、新たな導入面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、導入年度から5年間にわたって毎年20,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては毎年30,000円/10a）（これを高収益作物定着促進支援といいます。以下同じです。）

② 畑地化支援

畑地化の取組（対象農地を別紙1に定める交付対象水田から除外する取組をいいます。以下同じです。）を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで175,000円/10a（取組後5年以上継続して高収益作物を作付けする場合）又は105,000円/10a（取組後5年以上継続して高収益作物又は一般作物を作付けする場合）の交付金を交付します。

③ 子実用とうもろこし支援

当該産地において、子実用とうもろこしを作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、10,000円/10aの交付金を交付します。

具体的な内容については、別紙14「水田農業高収益化推進助成について」に定めています。

（注1） （略）

（注2） 一般作物とは、高収益作物以外の作物（水稲を除きま
す。）を指します。

（注3）加工・業務用の野菜及び果樹については、生産者と需要者との間で、以下に掲げる内容を満たす出荷・販売契約を交付申請書及び営農計画書の提出期限までに締結しているものに限ります。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者とします。

ア・イ （略）

②

畑地化の取組（対象農地を別紙1に定める交付対象水田から除外する取組をいいます。以下同じです。）を行う場合に、その取組面積に応じて、取組年度限りで175,000円/10a

③

当該産地において、子実用とうもろこしを作付けする場合に、作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）に応じて、10,000円/10a（子実用とうもろこし支援）を交付します。

具体的な内容については、別紙14「水田農業高収益化推進助成について」に定めています。

（注1） （略）

（新設）

（注2）加工・業務用の野菜及び果樹については、生産者と需要者との間で、以下に掲げる内容を満たす出荷・販売契約を交付申請書及び営農計画書の提出期限までに締結しているものに限ります。また、需要者については、対象作物を原料若しくは材料として使用することにより食品の製造若しくは加工を行うこと、又は対象作物を調理して提供若しくは販売することを業とする者とします。

ア・イ （略）

(注4) ①の支援については、支援対象年度における高収益作物の作付面積の合計(A)から、支援初年度の前年度における高収益作物の作付面積の合計(B)を控除した面積(A-B)が、支援初年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の新たな導入面積よりも小さい場合には、当該控除した面積(A-B)を支援対象面積とします。

(注5) ①の支援を受ける場合には、畑地化の取組を行う必要があります(①の支援とともに受ける②の支援を高収益作物畑地化支援といいます。以下同じです。)。①の支援を受けず、②の支援を受ける場合には、都道府県推進計画に位置付けられた産地である必要はありません(この場合の②の支援をその他畑地化支援といいます。以下同じです。)

(削る。)

(4) 都道府県連携型助成

(略)

(注) 転換作物とは、戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物、高収益作物及び子実用とうもろこしをいいます。以下同じです。

7・8 (略)

9 適切な生産の徹底等

(注3) ①の支援については、支援対象年度における高収益作物の作付面積の合計(A)から、支援初年度の前年度における高収益作物の作付面積の合計(B)を控除した面積(A-B)が、支援初年度における産地推進計画に位置付けられた高収益作物の新たな導入面積よりも小さい場合には、当該控除した面積(A-B)を支援対象面積とします。

(注4) ①の支援を受ける場合には、畑地化の取組を行う必要があります(②の支援を受けるものを高収益作物畑地化支援といいます。以下同じです。)。①の支援を受けず、②の支援を受ける場合には、都道府県推進計画に位置付けられた産地である必要はありません(これをその他畑地化支援といいます。以下同じです。)

(注5) 子実用とうもろこしとは、とうもろこしの子実部分及び子実部分と併せて雌穂の芯及び穂皮を利用するもの(野菜を除きます。)をいいます。以下同じです。

(4) 都道府県連携型助成

(略)

(注) 転換作物とは、戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物及び子実用とうもろこしをいいます。以下同じです。

7・8 (略)

9 適切な生産の徹底等

(1) ~ (3) (略)

(4) 収量が相当程度低い場合であっても、地域農業再生協議会等から報告を受け、地方農政局長等が別に定める期日までに、収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類の提出を求め、提出された理由書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、(3)の規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

(注1) ~ (注3) (略)

(5) ~ (7) (略)

V その他 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 収量が相当程度低い場合であっても、地域農業再生協議会等から報告を受け、地方農政局長等が別に定める期日までに、収量低下が生じたと思われる要因や次年度に向けた改善点を記載した理由書及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類の提出を求め、提出された理由書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、(3)の規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

(注1) ~ (注3) (略)

(5) ~ (7) (略)

V その他 (略)

改正案		現行
(別紙1) (略)		(別紙1) (略)
(別紙2)		
畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲		
対象畑作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦 (春期には種する小麦 ・秋期には種する小麦 ・二条大麦・六条大麦 ・はだか麦)	(略)	<p>(1) 麦の品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 麦の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成19年5月15日付け19総食第133号）の第6により農林水産省農産局長が登録した法人（品質評価主体）から通知された品質評価結果通知書の写しなど（以下同じ。）） <p><u>(注1) 品質評価（A～Dランク）の基準については、別紙3-2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。</u> なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります（以下同じ。）。</p> <p><u>(注2) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第7条及び第9条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件（平成18年8月7日農林水産省告示第1110号）の別表第1から別表第4までに掲げる用途以外の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、同告示の一の表の備考三のロに掲げる特定用途の場合には下記①の書類、また、同ハに掲げる特定用途の場合には下記①及び②の書類（以下同じ。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（別紙参考様式第24号「令和〇年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書」）</u> ② <u>当該品種を生産したことが分かる書類（種子の購入伝票の写しなど）</u> <p>(2) 麦の品質区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契

		<p>約書、販売伝票の写しなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する品質区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品質確認主体が品質区分の確認の結果を証明した資料の写しなど） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類
大豆	(略)	<p>(1) 大豆の品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 大豆の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <p>(2) <u>大豆の品質区分の確認で3等相当以上と確認されたもの又は特定加工用大豆の合格相当と確認されたもの</u>については、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 該当する品質区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品質確認主体が品質区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）
てん菜	(略)	(略)
でん粉原料用 ばれいしょ	(略)	(略)
そば	(略)	<p>(1) <u>そばの品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ そばの品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <p>(2) <u>そばの品質区分の確認で2等相当以上と確認されたもの</u>については、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 該当する品質区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品質確認主体が品質区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）
なたね	(略)	(略)

(注1)～(注4) (略)

(別紙2)

畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲

対象畑作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
<p>麦 (春期には種する小麦 ・秋期には種する小麦 ・二条大麦・六条大麦 ・はだか麦)</p>	<p>(略)</p>	<p>① 麦の品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 麦の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成19年5月15日付け19総食第133号）の第6により農林水産省政策統括官が登録した法人（品質評価主体）から通知された品質評価結果通知書の写しなど（以下同じ。）） <p><u>（注）品質評価（A～Dランク）の基準については、別紙3-2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。</u> なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります（以下同じです。）。</p> <p>② <u>品質確認主体が品質区分の確認で2等相当以上と確認した</u>ものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 該当する品質区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品質確認主体が品質区分の確認の結果を証明した資料の写しなど） ・ 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類 <p><u>（注）平成18年8月7日農林水産省告示第1110号の別表1～4に掲げる用途以外の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、同告示の一の表の備考三のロに掲げる特定用途の場合には下記①の書類、また、同ハに掲げる特定用途の場合には下記①及び②の書類</u></p> <p>① <u>当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（別紙参考様式第24号「令和〇年度麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書」）</u></p> <p>② <u>当該品種を生産したことが分かる書類（種子の購入伝票の写しなど）</u></p>
<p>大豆</p>	<p>(略)</p>	<p>① 大豆の品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格</p>

		<p>に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 大豆の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <p>② <u>品質確認主体が</u>品質区分の確認で3等相当以上と確認したもの又は特定加工用大豆の合格相当と確認したものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 該当する品質区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品質確認主体が品質区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）
てん菜	(略)	(略)
でん粉原料用 ばれいしょ	(略)	(略)
そば	(略)	<p>① そばの品位等検査で2等以上の等級に格付けされたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ そばの品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <p>② <u>品質確認主体が</u>品質区分の確認で2等相当以上と確認したものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） ・ 該当する品質区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品質確認主体が品質区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）
なたね	(略)	(略)

(注1)～(注4) (略)

(別紙3-1)

(別紙3-1)

麦、大豆及びそばに係る品位の等級に相当すると認められるものの基準について

麦、大豆及びそばに係る品位の等級に相当すると認められるものの基準について

<p>麦、大豆及びそばに係る平成18年8月7日農林水産省告示第1110号の1の表中の備考2の当該等級に相当すると認められるものの基準は、次の1の「品位の等級に相当すると認められるものの基準」に該当すること（次の2の「品位区分の確認の方法」及び3の「数量の確認方法」に従って確認されたものに限る。）とします。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 数量の確認方法</p> <p>(1) 包装されている対象畑作物量目は、原則として皆掛重量から風袋重量を差し引いて得られる正味重量が、次に規定する量目の区分に適合しているか確認する。</p> <p>① 量目</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大麦 麻袋又は樹脂袋詰めの場合、50kg又は25kg。ただし、1等相当及び2等相当以外に該当すると認められるものは、<u>40kg</u>又は20kgとすることができる。 紙袋詰めの場合、25kg。ただし、1等相当及び2等相当以外に該当すると認められるものは、20kg とすることができる。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>麦、大豆及びそばに係る平成18年8月7日農林水産省告示第1110号の1の表中の備考2の当該等級に相当すると認められるものの基準は、次の1の「品位の等級に相当すると認められるものの基準」に該当すること（次の2の「品位区分の確認の方法」及び3の「数量の確認方法」に従って確認されたものに限る。）とします。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 数量の確認方法</p> <p>(1) 包装されている対象畑作物量目は、原則として皆掛重量から風袋重量を差し引いて得られる正味重量が、次に規定する量目の区分に適合しているか確認する。</p> <p>① 量目</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大麦 麻袋又は樹脂袋詰めの場合、50kg又は25kg。ただし、1等相当及び2等相当以外に該当すると認められるものは、<u>25kg</u>又は20kgとすることができる。 紙袋詰めの場合、25kg。ただし、1等相当及び2等相当以外に該当すると認められるものは、20kg とすることができる。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(別紙3-2) (略)</p>	<p>(別紙3-2) (略)</p>
<p style="text-align: right;">(別紙4)</p> <p style="text-align: center;">パン・中華麺用品種の対象範囲</p> <p>畑作物の直接支払交付金の数量払において、パン・中華麺用品種の交付単価が適用される品種は、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号にお</p>	<p style="text-align: right;">(別紙4)</p> <p style="text-align: center;">パン・中華麺用品種の対象範囲</p> <p>畑作物の直接支払交付金の数量払において、パン・中華麺用品種の交付単価が適用される品種は、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号にお</p>

いて次のとおり定められています。

品種名	産地名
キタノカオリ	(略)
}	}
ダブル八号	(略)
<u>ハナチカラ</u>	<u>長野県</u>
ハナマンテン	(略)
}	}
くまきらり	(略)
はるみずき	大分県（大分市及び宇佐市）、 <u>奈良県</u>

(注) (略)

(別紙5) (略)

いて次のとおり定められています。

品種名	産地名
キタノカオリ	(略)
}	}
ダブル八号	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
ハナマンテン	(略)
}	}
くまきらり	(略)
はるみずき	大分県（大分市及び宇佐市）

(注) (略)

(別紙5) (略)

(別紙6)

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
米穀 (種子用又は用途限定米穀以外のもの こと。以下同じです。)	<p>交付前年度に生産した米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量。ただし、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を除いた数量。</p> <p>ア 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 積立申出者が、<u>交付前年度の6月30日までに</u>社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「米穀機構」といいます。）の会員又は当該会員の構成員（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」といいます。）第47条第1項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限ります。）をしているものに限ります。以下「米穀機構傘下業者」といいます。）との間で<u>当該者に対し米穀を販売すること又は販売を委託して出荷することを約した契約を締結し、かつ、交付前年度の3月31日までに当該契約に基づき販売し、又は販売を委託して出荷したもの</u></p> <p>(イ) 積立申出者又は積立申出者から委託を受けて米穀を販売する者（米穀機構傘下業者を除く。以下「販売受託者」といいます。）が、<u>交付前年度の6月30日までに米穀の販売予定数量に関する計画</u></p>	<p><u>1 アに関する確認書類</u></p> <p><u>① アの(ア)に該当するものについては、以下に掲げる書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>交付前年度の3月31日までに販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</u> ・ <u>積立申出後に契約数量に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（変更契約書の写しなど）</u> <p><u>② アの(イ)に該当するものについては、以下に掲げる書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>交付前年度の3月31日までに販売の対象とした数量を確認できる書類（販売契約書の写し、販売伝票の写し、販売委託契約書</u>

を作成し、かつ、交付前年度の3月31日までに当該計画に基づき販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約（以下「販売契約」といいます。）を締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの

イ 検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査（以下「米穀品位等検査」といいます。）を交付前年度の3月31日までに受け、当該検査において3等以上の等級に格付けされたもの又は当該等級に相当すると認められるもの

この場合において、当該等級に相当するものについては、次のいずれかに該当するものに限るものとします。

(ア) 災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において3等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に確認できるもの

(イ) 共同乾燥調製施設等において調製されたもみにあつては、当該施設等に配置された農産物検査員（検査法第17条第2項第1号に規定する者をいいます。）による当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、3等以上の等級に相当すると認められたもの

(ウ) 備蓄米（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条の規定により政府が買い入れる米穀をいう。）のうち、米穀品位等検査を受けていないもの

(エ) 次のiからviまでの要件を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に見て明らかと判断されるもの

i. 販売先において主食用とすることが決定していること

ii. 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること

iii. 水分の含有率が、以下に定める基準以下であること

(i) 醸造用玄米を除く玄米にあつては、16.0%

(ii) 醸造用玄米にあつては、

① 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各道県にあつては、16.0%

② 新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県及び沖縄県の各県にあつては15.5%

③ その他の都府県にあつては、15.0%

iv. 産年が明らかにされていること

v. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第4条第1項に基づき、産地情報が

の写し、販売代金精算書の写しなど）

2 イに関する確認書類

① 米穀品位等検査において3等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類

・ 米穀品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）

② イの(エ)に該当するものについては、以下に掲げる書類

・ 販売先において主食用とすることが決定していることが確認できる書類（販売先の確約書、出荷・販売契約書の写しなど）

・ 1.70mm以上のふるい目幅で調製したことが確認できる書類（1.70mm以上のふるい目幅で調製したことを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）

・ 水分含有率がイの(エ)のiiiに定める基準を満たしていることが確認できる書類（イの(エ)のiiiに定める基準を満たしていることを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）

・ 産年を確認できる書類（栽培記録の写しなど）

・ 産地を確認できる書類（産地情報が記された出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）

・ 品種を確認できる書類（種子購入伝票の写し、栽培記録の写しなど。加入者所属市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合に限る。）

集落営農であつてその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあつて

	<p><u>伝達されていること</u></p> <p>vi. 加入者が所属する市町村（IVの第1の1の（3）の②のアの（イ）のa、b又はcに規定する市町村をいい、以下「加入者所属市町村」といいます。）が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合にあつては品種名が明らかにされていること</p>	<p>は、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。</p> <p>確認書類の枚数が著しく多い場合は、積立申出者自身はその数量に係る一覧表を作成して、その旨を申し出ることにより書類の添付を省略することができます。</p>
(略)	(略)	(略)

(注1) ・ (注2) (略)

(別紙6)

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
<p>米穀 (種子用又は用途限定米穀以外のものであること。以下同じです。)</p>	<p>交付前年度に生産した米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量。ただし、集落営農であつてその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を除いた数量。</p> <p>ア 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) <u>交付前年度の3月31日までに</u>、積立申出者が社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「米穀機構」といいます。）の会員又は当該会員の構成員（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」といいます。）第47条第1項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限ります。）をしているものに限ります。以下「米穀機構傘下業者」といいます。）<u>に対し</u>販売し、又は販売を委託して出荷したもの</p> <p>(イ) <u>交付前年度の3月31日までに</u>、積立申出者又は積立申出者から委託を受けて米穀を販売する者（米穀機構傘下業者を除く。以下「販売受託者」といいます。）が販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約（以下「販売契約」といいます。）を<u>文書等により</u>締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの</p> <p>イ 検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査（以下「米穀品位等検査」といいます。）を交付前年度の3月31日までに受け、当該検査</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>① 米穀品位等検査において3等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 米穀品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <u>交付前年度の3月31日までに販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類（販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</u> <u>交付前年度の3月31日までに販売の対象とした数量を確認できる書類（販売委託契約書の写し、販売代金精算書の写しなど）</u> <p>② イの(イ)に該当するものについては、以下に掲げる書類</p>

	<p>において3等以上の等級に格付けされたもの又は当該等級に相当すると認められるものとします。</p> <p>この場合において、当該等級に相当するものについては、次のいずれかに該当するものに限るものとします。</p> <p>(ア) 災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において3等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に確認できるもの</p> <p>(イ) 共同乾燥調製施設等において調製されたもみにあつては、当該施設等に配置された農産物検査員（検査法第17条第2項第1号に規定する者をいいます。）による当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、3等以上の等級に相当すると認められたもの</p> <p>(ウ) 備蓄米（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条の規定により政府が買い入れる米穀をいう。）のうち、米穀品位等検査を受けていないもの</p> <p>(エ) 次のiからviまでの要件を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に見て明らかと判断されるもの</p> <p>i. 販売先において主食用とすることが決定していること</p> <p>ii. 1.70mm以上のふるい目幅で調製されたこと</p> <p>iii. 水分の含有率が、以下に定める基準以下であること</p> <p>(i) 醸造用玄米を除く玄米にあつては、16.0%</p> <p>(ii) 醸造用玄米にあつては、</p> <p>① 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各道県にあつては、16.0%</p> <p>② 新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県及び沖縄県の各県にあつては15.5%</p> <p>③ その他の都府県にあつては、15.0%</p> <p>iv. 産年が明らかにされていること</p> <p>v. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第4条第1項に基づき、産地情報が伝達されること</p> <p>vi. 加入者が所属する市町村（IVの第1の1の（3）の②のアの（イ）のa、b又はcに規定する市町村をいい、以下「加入者所属市町村」といいます。）が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合にあつては品種名が明らかにされていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>交付前年度の3月31日までに販売し、若しくは販売を委託して出荷し又は販売の対象とした対象とした数量を確認できる書類（販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</u> ・ 販売先において主食用とすることが決定していることが確認できる書類（販売先の確約書、販売契約書の写しなど） ・ 1.70mm以上のふるい目幅で調製したことが確認できる書類（1.70mm以上のふるい目幅で調製したことを明記した販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 水分含有率がイの（エ）のiiiに定める基準を満たしていることが確認できる書類（イの（エ）のiiiに定める基準を満たしていることを明記した販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 産年を確認できる書類（栽培記録の写しなど） ・ 産地を確認できる書類（産地情報が記された販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） ・ 品種を確認できる書類（種子購入伝票の写し、栽培記録の写しなど。加入者所属市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合に限る。） <p>集落営農であつてその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。</p> <p>確認書類の枚数が著しく多い場合は、積立申出者自身はその数量に係る一覧表を作成して、その旨を申し出ることにより書類の添付を省略することができます。</p>
(略)	(略)	(略)

(注1)・(注2) (略)

(別紙7)～(別紙10) (略)

(別紙11)

水田収益力強化ビジョンについて

1 (略)

2 水田収益力強化ビジョンの内容

次の内容について記載するものとします。産地交付金による支援を行う場合、水田収益力強化ビジョンにこれらの内容について記載されていることが要件となります。

(1)～(6) (略)

(7) 産地交付金の活用方法の概要

産地交付金により支援する取組ごとの助成内容（対象作物、単価、要件等）の概要を記載するものとします。

(8) 産地交付金の活用方法の明細

取組ごとに、具体的な助成内容を記載するものとします。

(別紙7)～(別紙10) (略)

(別紙11)

水田収益力強化ビジョンについて

1 (略)

2 水田収益力強化ビジョンの内容

次の内容について記載するものとします。産地交付金による支援を行う場合、水田収益力強化ビジョンにこれらの内容について記載されていることが要件となります。

(1)～(6) (略)

(7) 産地交付金の活用方法の明細

取組ごとに、助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件、単価等）を記載するものとします。

(新設)

<p>3 公表等</p> <p>2の(1)から<u>(7)</u>までについては、別紙13の2の(6)に基づく承認がなされた後、おおむね2週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。</p> <p>また、水田収益力強化ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書について、地方農政局長等は、都道府県に対し、9月末までを目途に情報提供及び意見聴取を行うものとします(様式第11-4号)。</p>	<p>3 公表等</p> <p>2の(1)から<u>(6)</u>までについては、別紙13の2の(6)に基づく承認がなされた後、おおむね2週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。</p> <p>また、水田収益力強化ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書について、地方農政局長等は、都道府県に対し、9月末までを目途に情報提供及び意見聴取を行うものとします(様式第11-4号)。</p>
<p style="text-align: right;">(別紙12)</p> <p style="text-align: center;">戦略作物助成の扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 戦略作物助成の対象作物の申告</p> <p><u>(1) 戦略作物助成は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の戦略作物の作付けを行い、それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。</u></p> <p><u>(2) 飼料作物のうち牧草について、当年産においては種を行う場合には、営農計画書の提出時には種を行うほ場を記載するとともに、は種実施後、地域農業再生協議会に対して、は種記録(種子購入伝票</u></p>	<p style="text-align: right;">(別紙12)</p> <p style="text-align: center;">戦略作物助成の扱い</p> <p>1 (略)</p> <p>2 戦略作物助成の対象作物の申告</p> <p>戦略作物助成は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の戦略作物の作付けを行い、それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>や作業日誌等)を提出することが必要です。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(別紙13)</p> <p>産地交付金の考え方及び設定手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 産地交付金による助成内容の設定</p> <p>(1) 国から各都道府県に対して、それぞれの交付金枠を配分します。 配分には、年度当初に行う配分（以下「当初配分」といいます。）のほか、10月中～下旬を目途に行う配分（以下「追加配分」といいます。）があります。 <u>(削る。)</u></p>	<p>(別紙13)</p> <p>産地交付金の考え方及び設定手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 産地交付金による助成内容の設定</p> <p>(1) 国から各都道府県に対して、それぞれの交付金枠を配分します。 配分には、年度当初に行う配分（以下「当初配分」といいます。）のほか、10月中～下旬を目途に行う配分（以下「追加配分」といいます。）があります。 <u>なお、当初配分には、転換作物拡大計画に基づく、以下の①及び②の配分を含みます。</u></p> <p>① <u>転換作物拡大加算</u> <u>主食用米の作付面積が支援対象年度の前年度から減少し、転換作物の作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）が支援対象年度の前年度から拡大することとなる地域農業再生協議会がある場合、都道府県に対して、当該拡大面積の合計に応じて、15,000円/10aの配分を行います。</u></p> <p>② <u>高収益作物等拡大加算</u> <u>主食用米の作付面積が支援対象年度の前年度から減少し、高収益作物等の作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）が支援対象年度の前年度から拡大することとなる地域農業再生協議会がある</u></p>

場合、都道府県に対して、当該拡大面積の合計に応じて、35,000円/10aの配分を行います。

その際、支援対象年度の前年度において支援対象年度の前々年度より高収益作物等の作付面積が減少した地域農業再生協議会であつて、支援対象年度において支援対象年度の前年度より高収益作物等の作付面積が拡大した面積が、当該減少面積の1/2に満たない地域農業再生協議会の拡大面積は合算しません。

(注) 高収益作物等とは、高収益作物、加工用米、新市場開拓用米及び飼料用とうもろこし（飼料作物のうちとうもろこしをいいます。以下同じです。）をいいます。

また、追加配分には地域の取組に応じた配分（下表参照）を含みます。

追加配分には地域の取組に応じた配分（下表参照）を含みます。

取組内容	追加配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約 ※ <u>令和2年産又は令和3年産から継続する3年以上の契約</u>	<u>6,000円/10a</u>
<u>新市場開拓用米の複数年契約</u> ※ <u>令和4年産から新たに結んだ3年以上の契約</u>	<u>10,000円/10a</u>
そば・なたねの作付け ※ 基幹作のみ。	20,000円/10a
新市場開拓用米の作付け（平成30年度から5年） ※ 基幹作のみ。	20,000円/10a

取組内容	追加配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約 ※ 3年以上の契約	<u>12,000円/10a</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
そば・なたねの作付け ※ 基幹作のみ。	20,000円/10a
新市場開拓用米の作付け（平成30年度から5年間） ※ 基幹作のみ。	20,000円/10a

地力増進作物の作付け

※ 基幹作のみ。

20,000円/10 a

(新設)

(新設)

(2) 都道府県は、国から配分される交付金枠の範囲内で助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件及び単価等）を設定します。都道府県の判断によっては、国から配分される交付金枠を更に地域農業再生協議会に配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することもできますが、その場合においても、少なくとも当初配分の2割以上は、地域農業再生協議会に配分せず、都道府県が助成内容を設定しなければならないものとします。

(3) 助成内容の設定に当たっては、以下の点に即したものとすることが必要です。

- ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、取組を行う者の収益力向上に資する取組に対する助成とし、所得増加に直接寄与しない作物を生産する取組（ただし、次年度以降の所得増加に寄与する計画的な地力増進作物の作付けによる土づくりの取組や、地域における収益力の向上に資するといった観点から地方農政局長等が必要と認めた取組を除きます。）への助成は行わないこと
その際、以下それぞれについて対応した助成とすること

(2) 都道府県は、国から配分される交付金枠の範囲内で助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件及び単価等）を設定します。都道府県の判断によっては、国から配分される交付金枠を更に地域農業再生協議会に配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することもできますが、その場合においても、少なくとも当初配分(転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算を除く。)の原則2割以上は、地域農業再生協議会に配分せず、都道府県が助成内容を設定しなければならないものとします。

(3) 助成内容の設定に当たっては、以下の点に即したものとすることが必要です。

- ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、取組を行う者の収益力向上に資する取組に対する助成とし、所得増加に直接寄与しない作物を生産する取組（ただし、次年度以降の所得増加に寄与する又は地域における収益力の向上に資するといった観点から地方農政局長等が必要と認めた取組を除きます。）への助成は行わないこと

その際、高収益作物に係る助成内容の設定に当たっては、当該作物の導入に当たっての課題、また、加工用米又は新規需要米の直播栽培に係る助成内容の設定に当たっては、生産コスト削減効果を發揮するための課題、さらに、飼料用米に係る助成内容の設定に当たっては、生産性向上のための課題に、それぞれ対応した取組への助成とすること

<p><u>ア 高収益作物に係る助成内容の設定に当たっては、当該作物の導入に当たっての課題</u></p> <p><u>イ 加工用米又は新規需要米の直播栽培に係る助成内容の設定に当たっては、生産コスト削減効果を発揮するための課題</u></p> <p><u>ウ 飼料用米に係る助成内容の設定に当たっては、生産性向上のための課題</u></p> <p><u>エ 地力増進作物に係る助成内容の設定に当たっては、水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の活用目的の実現に向けた課題</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>②・③ (略)</p>	<p>②・③ (略)</p>
<p><u>④ 地力増進作物に係る助成内容の設定に当たっては、前年度及び前々年度の2年間連続で地力増進作物のみを作付けしていた農地に対する助成は行わないこと</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>
<p>3 追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について</p> <p>(1) 地域の取組に応じた配分の対象となる取組</p> <p>① 飼料用米、米粉用米<u>の</u>複数年契約 (略)</p> <p>② <u>新市場開拓用米の複数年契約</u> <u>新市場開拓用米の作付けに当たって、次の要件を全て満たす3</u></p>	<p>3 追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について</p> <p>(1) 地域の取組に応じた配分の対象となる取組</p> <p>① 飼料用米、米粉用米<u>に係る</u>複数年契約 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

年以上の複数年契約（令和4年産から新たに結んだ令和4年産から令和6年産までの3年分の契約を含むもの）の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

ア 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側の契約であること

イ 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項（作柄等の影響により生産量の変動した場合の対応を含む。）があること

ウ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること

③・④ （略）

⑤ 地力増進作物の作付け

水田収益力強化ビジョンに地力増進作物の取組方針等を位置づけた地域農業再生協議会における、以下のア又はイのいずれか小さい方の面積について、追加配分を行うものとします。

ア 水稻（加工用米及び新市場開拓用米を除きます。）の支援対象年度の前々年度からの作付減少面積

イ 地力増進作物（基幹作に限ります。）の支援対象年度の前々年度からの作付拡大面積

（注1）令和4年度においては、「支援対象年度の前々年度」を

②・③ （略）

（新設）

「令和3年度」とすることとします。

(注2) 地力増進作物の作付面積は、水田収益力強化ビジョンの作物ごとの取組方針に位置づけられた作物の作付面積に限ります。

(2) 地域の取組に応じた配分額等の算定手順

- ① IVの第2の4の(1)の交付申請者は、(1)の①から④までに掲げる地域の取組に応じた配分の対象となる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
飼料用米、米粉用米の複数年契約	(略)
<u>新市場開拓用米の複数年契約</u>	<u>・新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産</u> <u>・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1)の写し</u> <u>※ 申請中のものでも可とします。新規需要米取組計画の申請に当たっては、生産者側と需要者側との間で締結した販売契約書の写し（令和4年産から新たに結んだ令和4年産から令和6年産</u>

(2) 地域の取組に応じた配分額等の算定手順

- ① IVの第2の4の(1)の交付申請者は、(1)の①から③までに掲げる地域の取組に応じた配分の対象となる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
飼料用米、米粉用米の複数年契約	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>までの3年分の契約を含むもの)が 必要です。</u>
そば・なたねの作 付け	(略)
新市場開拓用米の 作付け	(略)

② 飼料用米、米粉用米の複数年契約の取組及び新市場開拓用米の複数年契約の取組に関し、生産者団体が契約の主体となっている場合には、当該生産者団体が交付申請者に代わって上記の添付書類を提出することができるものとします。

③ 地域農業再生協議会は、①及び②に掲げる書類等により地域の取組に応じた配分の対象となる取組であることを確認の上、(1)の①から⑤までの取組に係る対象面積を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」(様式第11-11号)に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

④ 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」(様式第11-12号)に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、7月31日までに提出するものとします。

そば・なたねの作 付け	(略)
新市場開拓用米の 作付け	(略)

② 飼料用米、米粉用米の複数年契約の取組に関し、生産者団体が契約の主体となっている場合には、当該生産者団体が交付申請者に代わって上記の添付書類を提出することができるものとします。

③ 地域農業再生協議会は、①及び②に掲げる書類等により地域の取組に応じた配分の対象となる取組であることを確認の上、(1)の①から③までの取組、転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算に係る対象面積を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分等対象面積について」(様式第11-11号)に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

④ 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分等対象面積について」(様式第11-12号)に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、7月31日までに提出するものとします。

⑤ 国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、都道府県ごとの追加配分のうち地域の取組に応じた配分額等を算定します。

(3) 地域の取組に応じた配分に係る助成内容の設定

① 産地交付金は、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加配分のうち地域の取組に応じた配分に係る産地交付金についても、当該地域の取組に応じた配分に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田収益力強化ビジョンにおいて定めることができます。

ただし、この場合においても、助成内容の設定に当たっては、2の(3)の①から④までに即したものとすることが必要です。

② (略)

(4) 地域の取組に応じた配分等に係る実施状況の報告

地域農業再生協議会は、5の(3)の実績報告を行うに際しては、(1)の①から⑤までの取組に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について」(様式第11-13号)に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の3月15日までに都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について」(様式第11-14号)に取りまとめ、

⑤ 国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、都道府県ごとの追加配分^枠のうち地域の取組に応じた配分額等を算定します。

(3) 地域の取組に応じた配分に係る助成内容の設定

① 産地交付金は、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加配分のうち地域の取組に応じた配分に係る産地交付金についても、当該地域の取組に応じた配分に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田収益力強化ビジョンにおいて定めることができます。

ただし、この場合においても、助成内容の設定に当たっては、2の(3)の①から③までに即したものとすることが必要です。

② (略)

(4) 地域の取組に応じた配分等に係る実施状況の報告

地域農業再生協議会は、5の(3)の実績報告を行うに際しては、(1)の①から③までの取組、転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分^等実施面積について」(様式第11-13号)に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の3月15日までに都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分^等実施面積について」

<p>その関連資料とともに、生産年の翌年の3月31日までに地方農政局等に提出するものとします。</p> <p>(5) 配分額の調整に係る対応</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>① 飼料用米、米粉用米の複数年契約の取組<u>及び新市場開拓用米の複数年契約の取組</u>に関し、契約の不履行があった場合は、契約数量のうち当該不履行分については、原則として、当年産の地域の取組に応じた配分は行わないこととするほか、その理由等によっては、過年度分の交付額の返還を求めるものとします。また、必要に応じ、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。</p> <p>② ①に掲げる場合のほか、(2)の④で報告された数値と実績報告の数値に相当な乖離がみられた場合、その他追加配分の取組に著しい変更が生じた場合には、必要に応じ、<u>当年度又は次年度</u>において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(様式第11-14号)に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の3月31日までに地方農政局等に提出するものとします。</p> <p>(5) 配分額の調整に係る対応</p> <p>① <u>2の(1)の①及び②の取組に関し、転換作物拡大計画で報告された数値と(2)の④で報告された数値に乖離がみられた場合には、当年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。</u></p> <p>② 飼料用米、米粉用米の複数年契約の取組に関し、契約の不履行があった場合は、契約数量のうち当該不履行分については、原則として、当年産の地域の取組に応じた配分は行わないこととするほか、その理由等によっては、過年度分の交付額の返還を求めるものとします。また、必要に応じ、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。</p> <p>③ ①<u>及び②</u>に掲げる場合のほか、(2)の④で報告された数値と実績報告の数値に相当な乖離がみられた場合、その他追加配分の取組に著しい変更が生じた場合には、必要に応じ、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(別紙14)</p> <p>水田農業高収益化推進助成について</p>	<p>(別紙14)</p> <p>水田農業高収益化推進助成について</p>

1 交付対象となる取組

(略)

(1) (略)

(2) 畑地化支援に係る取組

(略)

(注1) 交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、175,000円/10aの支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、105,000円/10aの支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の5の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の9の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の4の(2)の規定を準用します。

(注2) (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 交付額の調整に係る対応

1 交付対象となる取組

(略)

(1) (略)

(2) 高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組

(略)

(注1) 交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は販売を目的とした作物(水稻を除きます。)の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の5の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の9の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の4の(2)の規定を準用します。

(注2) (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 交付額の調整に係る対応

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、販売を目的とした<u>高収益作物又は一般作物（175,000円/10aの支援を受けた場合にあつては、高収益作物に限ります。）</u>の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、<u>過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における</u>産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。</p> <p>なお、高収益作物畑地化支援<u>又はその他畑地化支援（175,000円/10aの支援を受けた場合に限ります。）</u>に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、連作障害の回避等のために高収益作物以外の作物との輪作を行う場合には、交付対象水田に該当しなくなった農地と同面積の別の農地を、当該年において一時的に交付対象水田から除外し、<u>販売を目的とした高収益作物（高収益作物畑地化支援を受けた場合にあつては、産地推進計画に位置付けられた高収益作物）</u>を作付けすれば、1の(2)の(注1)の要件を満たす取組とみなすことができるものとします。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、販売を目的とした作物<u>（水稻を除きます。）</u>の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、次年度に<u>おいて</u>産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。</p> <p>なお、高収益作物畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、連作障害の回避等のために高収益作物以外の作物との輪作を行う場合には、交付対象水田に該当しなくなった農地と同面積の別の農地を、当該年において一時的に交付対象水田から除外し、産地推進計画に位置付けられた高収益作物<u>（販売を目的としたもの）</u>を作付けすれば、1の(2)の(注1)の要件を満たす取組とみなすことができるものとします。</p>
<p style="text-align: right;">(別紙15)</p> <p style="text-align: center;">都道府県連携型助成について</p> <p>1 交付要件となる都道府県事業</p> <p>本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業（メニュー）は以</p>	<p style="text-align: right;">(別紙15)</p> <p style="text-align: center;">都道府県連携型助成について</p> <p>1 交付要件となる都道府県事業</p> <p>本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業（メニュー）は以下</p>

<p>下の全ての条件を満たすものとします。</p> <p>(1) 令和<u>4</u>年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>の全ての条件を満たすものとします。</p> <p>(1) 令和<u>3</u>年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p style="text-align: right;">(別紙16)</p> <p style="text-align: center;">農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化</p> <p>経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化については、令和3年度から農林水産省共通申請サービス（以下「<u>eMAFF</u>」といいます。）が本格運用<u>に移り、順次対象地域を拡大しているところです。</u></p> <p>1 オンライン化の対象手続 特定の地域農業再生協議会における交付申請者は<u>eMAFF</u>を利用することにより、下表の様式に係る申請をオンラインにより行うことができます。 また、当該様式に添付する資料については、PDF等により<u>eMAFF</u>に取り込むことができます。</p> <p>(略)</p> <p>2 交付決定額等について</p>	<p style="text-align: right;">(別紙16)</p> <p style="text-align: center;">農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化</p> <p>経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化については、令和3年度から農林水産省共通申請サービス（<u>仮称</u>）（以下「<u>共通申請サービス</u>」といいます。）が本格運用<u>されることを踏まえ、令和2年度から特定の地域農業再生協議会において試行することとしています。</u></p> <p>1 オンライン化の対象手続 特定の地域農業再生協議会における交付申請者は<u>共通申請サービス</u>を利用することにより、下表の様式に係る申請をオンラインにより行うことができます。 また、当該様式に添付する資料については、PDF等により<u>共通申請サービス</u>に取り込むことができます。</p> <p>(略)</p> <p>2 交付決定額等について</p>

オンライン申請の場合、交付決定額等は eMAFF の画面上に表示されます。紙媒体による通知が必要な場合は、地方農政局等に依頼してください。

3 オンライン申請手続の詳細について

特定の地域農業再生協議会における交付申請者が eMAFF を利用してオンライン申請手続を行うためには、関係資料の提出先となる地域農業再生協議会が、オンライン申請手続を受け入れる準備ができていることが必要となります。

このため、オンライン申請手続を希望する場合には、最寄りの地方農政局等又は地域農業再生協議会にお問い合わせ願います。

オンライン申請の場合、交付決定額等は 共通申請サービス の画面上に表示されます。紙媒体による通知が必要な場合は、地方農政局等に依頼してください。

3 オンライン申請手続の詳細について

特定の地域農業再生協議会における交付申請者が 共通申請サービスの利用により オンライン申請手続を行うためには、関係資料の提出先となる地域農業再生協議会が、オンライン申請手続を受け入れる準備ができていることが必要となります。

このため、オンライン申請手続を希望する場合には、最寄りの地方農政局等又は地域農業再生協議会にお問い合わせ願います。